

令和4年 第23回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和4年5月19日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和4年5月27日 午後 6時30分									
	閉 会		令和4年5月27日 午後 7時45分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	奈 良 和 人		13番	委員	佐 藤 貴 彦	
	2番	委員	小野寺 孔		8番	委員	木 口 幸 弘		14番	委員	下川部 和 宏	
	3番	委員	西 口 智 章		9番	委員	佐 藤 龍 也					
	4番	委員	佐 藤 美登子		10番	委員	由 利 昭 人					
	5番	委員	木 村 卓 也		11番	委員	齋 藤 和 博					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	吉 田 藍					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 4 番 _____ 1 1 番 _____ _____											

事務局長	それではこれより、第 23 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。やっと雨が降りまして、今までほこりまみれで播種をしてきたが、恵みの雨ということでひと段落するのかなと思っています。田植もだいぶ進んできましたので、本格的な農作業が始まったという感じです。本来は、昨日総会の予定でしたが、私の方の都合で一日延期いたしました。昨日、札幌で農業者年金協議会の理事会に出席しておりました。 本日は、報告第 2 号で農業委員の関係する案件が多いことから、退席が増え、時間も増加することになるだろうと思います。審議の方、よろしくお願いいたします。さっそく総会に入りたいと思います。 日程第 1、出席者の報告。14 名全員出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、4 番佐藤美登子委員、11 番斉藤和博委員、お願いします。
事務局	報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局説明をお願いします。 報告第 1 号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第 6 条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 1 番 ○○○○さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
斎藤委員	11 番。要件確認書の住所に誤りがあるので、訂正をお願いします。
事務局	大変失礼いたしました。訂正いたします。正しくは上里○○です。
佐藤龍委員	9 番。要件確認書の売上高の合計が 1 億 5 千万円弱となっており、その他の事業が不動産売買とか飲食店経営などがあって、それらはゼロなのか。
事務局	3 カ年の合計で、農業とそれ以外の売上を比較します。登記簿に載っている事業が記載の各事業で、実績のないものも含まれています。定款に載っている事業を掲載し、農業とそれ以外の事業を比較して、その比率が農業以外の事業収入が 50%を超えると適格法人の要件から外れることになります。それを判断するための表です。
由利委員	10 番。定款に書いてあるけれど、実績のない事業もあるということですか。
事務局	実績のない事業が定款に載っていることもあり得ます。
斉藤委員	自分の経営法人も、定款には実績のない事業も記載されていますので、そういう場合もあり得ます。会社は定款に書いていることしかできないので、設立したときに可能性がある事業は定款に入れるようにしているのだと思います。
佐藤龍委員	9 番。先月の○○○○さんや○○○○さんも飲食店経営などが入っていたのですか。
事務局	○○○○さんや○○○○さんには飲食店経営は、定款上定められていなかったと思います。
会長	ほかに質問や意見はありませんか。

委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認します。
	続いて報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、1番に私にかかる案件、2番に佐藤龍也委員にかかる案件、3番に佐藤貴彦委員にかかる案件、4番に下川部和宏委員にかかる案件がありますので、まず私が退席します。この後の進行は小野寺会長代理にお願いします。 (外崎会長退席)
小野寺代理	それでは事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 貸主は札幌市中央区の〇〇〇〇、借主は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか20筆、地目は公簿原野ともに記載のとおり、合計面積は77,300㎡、契約期間は令和2年11月25日から令和7年9月22日までの4年間、保有合理化事業に伴う賃貸借を法人設立に伴う名義変更のために解約する者です。
小野寺代理	事務局説明が終わりました。質問はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
小野寺代理	それでは報告どおり承認します。 続いて9番佐藤龍也委員、退席をお願いします。 (外崎会長着席、佐藤龍也委員退席)
会長	それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	2番 貸主は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、借主は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇のうち24,492㎡、地目は公簿、現況ともに畑、面積は24,492㎡、契約期間は令和元年10月27日から令和11年10月26日までの10年間、農地利用集積計画による賃貸借です。
会長	事務局説明が終わりました。質問はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは報告どおり承認します。

	続いて3番佐藤貴彦委員委員、退席をお願いします。 (佐藤貴彦委員退席) それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	3番 貸主は緑町〇〇の〇〇〇〇さん、借主は相生〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は相生〇〇ほか2筆、地目は公簿、現況ともに畑、合計面積は23,273㎡、契約期間は令和3年5月30日から令和13年5月29日までの10年間、農地利用集積計画による賃貸借です。所有権移転のための賃貸契約解約です。
会長	事務局説明が終わりました。質問はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは報告どおり承認します。 続いて14番下川部委員、退席をお願いします。 (下川部委員退席) それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	4番 貸主は緑町〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は共和52番5ほか1筆、地目は公簿、現況ともに田、合計面積は5,991㎡、契約期間は平成25年7月29日から令和5年7月28日までの10年間、農地利用集積計画による賃貸借です。〇〇〇〇さんに所有権移転するための賃貸契約解約です。
会長	事務局説明が終わりました。質問はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは報告どおり承認します。 (下川部委員着席) それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	5番 貸主は函館市〇〇の〇〇〇〇さん、借主は当路〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか2筆、地目は公簿、現況ともに畑、合計面積は31,090㎡(議案に面積抜けている)、契約期間は平成27年3月27日から令和5年3月24日までの10年間、農地利用集積計画による賃貸借です。所有権移転のための賃貸契約解約です。
会長	事務局説明が終わりました。質問はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは報告どおり承認します。

事務局	続いて議案第1号、現況証明書の交付について、事務局説明をお願いします。 議案第1号 下記のとおり、現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 1番 土地の所在は緑町〇〇、地目は公簿畑、合計面積は 446 m²、利用状況は〇〇は 50 年以上前より山林、〇〇は 15 年以上前より畑として利用していない、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員は記載の3名です。所有者、申請者ともに函館市〇〇の〇〇〇〇さんです。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
前田委員	6番。〇〇は家の裏で、かなり太いスギが植えられています。〇〇は草原状態になっており、いずれも農地とは認められません。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、申請どおり許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
事務局	続いて議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。 議案第2号 下記のとおり、農地を転用するため許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 土地の所在は館町〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、面積は 378 m²、申請人は館町1〇〇の〇〇〇〇さん、転用目的は農業用倉庫建設のためです。 議案資料の15ページから19ページの審査表により整理しております。 当該農地につきましては、住宅。事業所、公共公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と認められることから第2種農地と判断されます。資力、事業期間、面積、被害防除措置についても適切に確保されていると判断し、許可相当と考えます。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
西口委員	3番。資料にあるとおり、倉庫と自宅に隣接して、新たな倉庫を建設するものです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありますか。
下川部委員	14番。第2種農地とはどのような農地ですか。
事務局	第1種農地と第3種農地には定義があり、それに当てはまらない農地が第2種農地ということになるのですが、第1種農地は10ha以上で一団となった大きな農地で、第3種農地は、役所などから500m以内や住宅が続いているような中の農地です。これに該当しない農地のうち、補助事業等の公共投資を受けたことのない農地が第2種農地となります。その場合、ほかに非農地や第3種農地で使用可能な場所があるなら、別の場所を使ってもらうこととなるので、許可できないこととなります。この場合、経営拠点の住宅と既存倉庫に隣接する場所ということで、明らかにほかの土地よりも優先

	度が高いと考えられるので、代替性がない、ということになります。
下川部委員	雑種地などではなく、第2種農地に変えるということですか。
事務局	地目として第2種農地というのがあるのではなくて、転用の要件が農地の種別によって変わってくるので、転用許可の場合、まず当該農地の区分を判断することになります。
由利委員	10番。最初から第2種農地だったということか。転用許可の前から第2種農地になっていたということですか。
事務局	最初から決まっているのではなく、転用許可申請があがった段階で、その土地の区分を判断することになります。今回の場合は、事務局として第2種農地だと判断したので、その判断に基づいて転用許可を満たしているのではないかとということで提案していますので、その部分の適否を判断していただくことになります。第2種農地の場合は、ほかに代わる場所がなければ許可できるので、事務局としては代替可能性がないと判断したので許可相当ではないかと提案した、ということです。
由利委員	第2種農地の判定は事務局でやるものなのですか。
事務局	事務局でどのように考えているかの意見を添えて総会で提案することが望ましいとされていますので、議案提案時に農地区分や判断基準を説明するようにしています。その上で総会で判断することになります。
会長	ほかに質問がなければ、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
	続いて議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下記のとおり農地を転用し所有権を移転するため許可申請があったので適否について意見を求めます。 1番 土地の所在は赤沼町〇〇、地目は公簿現況ともに畑、合計面積は73㎡、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、転用目的は庭造成のためです。 議案資料の24ページから27ページの審査表により整理しているとおり、当該農地につきましては、住宅、事務所棟ほか公共公益的施設が連坦している区域の農地と認められることから、第3種農地と判断されます。譲渡人の自宅裏に位置します。資力、事業期間、面積、除措置についても適切に確保されていると判断し、許可相当と考えます。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
木口委員	8番。赤沼神社付近で、近隣は農地転用で住宅建設が進んでいるところです。住宅と住宅の間に残った土地を庭として利用したいとのことでした。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
会長	転用目的が庭造成、というのがあまり聞かない内容です。宅地建設が進んでいる場所で、その間の土地が残っているという状況です。

吉田委員	庭の地目は何になりますか。
事務局	宅地になるのではないかと思います、そこは法務局の判断になります。
由利委員	この場合は、畑として所有権が移るということですか。
事務局	5条転用なので、所有権と地目の両方が変わることになると思います。 この案件は、第3種農地における転用なので、基本的には許可しなければならない案件です。ただ、庭造成と言いながら、例えば2反の転用が上がってきた場合には、それは庭としては過大な面積で合理性を欠くので許可できない可能性があります。この案件では家に隣接した小面積の土地なので庭造成は合理的だと思います。
会長	それでは、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
	続いて議案第4号農用地利用集積計画による所有権移転について、1番に佐藤龍也委員、2番に佐藤貴彦委員に関係する案件がありますので、最初に佐藤龍也委員の退席をお願いします。 (佐藤龍也委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、面積は25,257㎡です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7番。場所は西鶉の青い倉庫のところに鶉温泉方向に出る道路があります。〇〇〇〇さんが家を離れるということで、住宅と倉庫も含めて〇〇〇〇さんに引き受けてもらうことになったようです。住宅などは撤去費用がかかることから、農地のみの取引単価としては少し安い金額での取引となっています。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ほかになれば申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは申請どおり許可します。 (佐藤龍也委員着席) 続いて、佐藤貴彦委員退席をお願いします。 (佐藤貴彦委員退席) 2番の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	2番 譲受人は相生〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は緑町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は共和〇〇ほか5筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は31,287

	m ² です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	7番。場所は〇〇〇〇さんの家と〇〇〇〇さんの家の中間に位置します。〇〇〇〇さんが農地を手放したいということで、以前から作付けしていた佐藤さんに所有権移転したいとのことでした。一等地なので、10a あたり 10 万円となりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ほかになれば申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは申請どおり許可します。 (佐藤貴彦委員着席) 続いて3番について事務局説明をお願いします。
事務局	3番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 39,208 m ² です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
齊藤和委員	11番。場所は中ノ沢のメロンを作っているところから 500mくらい館町方向に進んだところ。〇〇〇〇さんのおじいさんの頃から 50 年もの間、〇〇〇〇の家で作付けしていたところ。長い付き合いのあることなので、〇〇〇〇さんが所有権移転したいと申し出たそうです。
木口委員	〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんはどのような関係になるのか。〇〇〇〇さんの祖父の兄弟なのか。
齊藤委員	兄弟ではなかったと思います。
会長	ほかになれば申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは申請どおり許可します。
委員	続いて議案第5号 農用地利用集積計画による賃貸借についてですが、1番に私の関係する案件がありますので、退席します。小野寺代理の進行をお願いします。
会長	(外崎会長退席)
小野寺代理	それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市中央区の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか20筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は

	77,330 m ² 、貸借期間は3年間で、対価は126,940 円です。保有合理化事業による賃貸借で、法人化に伴う名義の変更です。
小野寺代理	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
小野寺代理	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし
小野寺代理	申請どおり許可します。 (外崎会長着席)
会長	それでは2番以降の案件について事務局説明をお願いします。
	2番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は相模原市〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 5,299 m ² 、貸借期間は3年間で、対価は 10a あたり 10,000 円です。更新です。
	3番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町〇〇の〇〇〇〇さんほか1名、土地の所在は南館町〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 7,274 m ² 、貸借期間は3年間で、対価は 10a あたり 13,000 円です。更新です。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
	ありません。
事務局	なければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
	以上で用意の議案は終了しました。ほかにありますか。
事務局	その他案件としてお配りいたしました資料をご覧ください。 水田活用直接支払い交付金の厳格化に伴い、すでに転作田における牧草などでは交付金の減額が始まっています。これに伴い、令和4年度の賃貸料にも影響が表れており、契約期間途中の賃貸料の変更の相談などが農業委員会事務局に寄せられております。このことから、契約期間中の賃貸料変更について考え方を整理するとともに、農業委員会総会での取り扱いについてお諮りいたします。 農地利用集積計画申出書「2. 共通事項(8)」において、農用地利用集積計画による農用地権利設定に関する事項は変更してはならないとされていますが、同項ただし書きにおいて「甲、乙及び町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合にはこの限りではない」とされています。本項の定めによれば、町が公告した集積利用計画は原則として変更を認めないものですが、社会情勢の変動や甲・乙双方における環境の変動が一定の水準を超えると判断された場合において三者協議の上、変更が可能と考えられます。三者協議が実施され、三者合意がなされた場合には、別紙例文による変更協議書を作成します。 ご相談としましては、変更協議について、農業委員会総会の正式な報告事項にするか、あるいはその他案件としてお知らせするに留めるものとするのかについてお伺いしま

	す。
木村委員	報告事項とするのが普通でしょうか。
吉田委員	対象は金額だけでしょうか。契約期間も対象になるものでしょうか。
事務局	想定しているのは金額です。
会長	期間の場合は、解約することになるのではないのでしょうか。こういうことが起きないように、農業委員は5年間で転作制度が変わることを説明していただきたいと思います。
吉田委員	金額が合意できないという相談を双方から受けた場合はみなさんどのように対応しているのか聞かせてください。
会長	金額で合意しなければ契約に至らないのではないか。契約価格が農業委員として高いとか安いなどは、うかつには言えないと思う。
事務局	事務局からお願いしたいのは、農業者さんは制度が変わったことをよく知っていますが、地主さんはあまり理解していないケースがあると思います。そうすると、一方的に契約価格を下げさせられるという風に感じてしまうので不信感が生まれてしまいがちです。そうするとまとまる話もまとまらなくなってしまうので、転作料が半分になるから、賃貸料が半分になるのはやむを得ない側面があるというようなことを説明して、ある程度、どうしてこういう条件になるのかを説明してあげてほしいと思います。どうしても、納得できなければ役場の転作の担当と相談してもらうようお願いします。
吉田委員	地主さんが種子の値段まで農業委員に確認してくるようになるとちょっと大変です。みなさんのところにはそのような相談は来ないでしょうか。 5年後はほかの作物も転作料がなくなってしまうことになるので、放棄地になってしまう農地も出てくるのではないかと心配しています。そこだけ林地化するわけにもいかないし、耕作放棄地にするわけにもいかないから困っています。 私のところに相談に来た方も、農業委員会事務局で説明を受けて、一応、契約更新しましたが、本心では納得していないようです。
由利委員	値段下がるまで待っているようなところがあるのでしょうか。
吉田委員	そのようなところもあると思います。 自分の契約も5年後どうなるかわからないと地主さんには説明しています。転作料がどうなるかはわからないので、希望を持たせるようなことは言わないようにしています。
木村委員	地主さんが農地価格が高い感覚でいられると農業者にとっては話がまとまりにくくなり、困ると思う。
会長	賃貸したときに契約金額でちゃんと支払えばよいけれど、18,000円で契約しておいて、実際は30,000円払っているケースもあるから話が難しくなるのだと思います。そういう意味では、今まで地主が良い思いをしてきたとも言えます。
吉田委員	なかなか地主には言いにくいけれど、作付けしている側も大変になってきていることは理解してほしいと思います。
斉藤委員	今日審議した〇〇〇〇さんのケースも、昔々から〇〇〇〇さんの家で作付けしてきて、

	お祖父さんの時代からのつきあいです。そうした中で今回、贈与ということになりましたが、これはなかなかないケースだと思います。
木村委員	状況が変わったというのがまだわからないのだと思います。
会長	昔は高く取引されてきたけど、今は状況が変わって安くなったということを意識してもらわないと、農地取引に支障が生じる。
事務局	納得いただけない場合は、農業委員会事務局の説明を受けるように促してください。
会長	次の説明をお願いします。
事務局	前回総会で相談があった中館の新幹線の残土について、ため池に濁った水が流入するケースは鉄道運輸機構がサンプルを取って水質検査を行って、17 項目の検査を行いました。基準値を大きく下回っているため害はないということでした。その旨は地権者にもお話をしたそうです。 続いて、〇〇〇〇さんでシストセンチュウ発生圃場から土取りしたいとのことで、現況証明願いが上がっていた件です。シストセンチュウ発生圃場の土を動かすことになるので、簡単に判断できず、一度保留してもらっていました。ただ、意向としては〇〇〇〇さんも売り手の方も売買したいとのことでした。その後、農協さんにも相談に行ったようで、農協と役場で協議することとなり、昨日、協議を行いました。 その結果、農地であれば土の搬出制限がかかるのですが、非農地については制限はできないということでした。なるべく売らないでほしいというお願いにしかならないようです。したがって、シストセンチュウ対策協議会で方針を決めて、〇〇〇〇さんにそれを守ってもらうよう検討することとなりました。農協と町と種子馬鈴薯組合長、食用馬鈴薯組合長などで協議することになりました。会長には事前に協議の方向性をお知らせしていました。運搬する場合は〇〇〇〇さんから計画書を出していただき、表土 50 cm は作土層なので、表土は搬出しないようにすること、表土は隣接して〇〇〇〇さんの既存の土取り場があるので、そこに移動し、飛散しないような措置として砂利を敷いてもらうこととしました。50 cm 以下にある粘土層については対策を講じたうえで搬出を認めることとしました。 近くにある農地は通らず、運搬用の通路を新たに作ることや、出入りの際には必ず消毒することとします。また、土を運搬するダンプは飛散防止の措置として、シートをかぶせたり、水をまいたりすること、万が一土が落ちた場合は回収することなどを盛り込んだ運搬計画を作成するようお願いすることとします。来週早々に〇〇〇〇センター長と私で〇〇〇〇さんに行って話をしてくることとします。搬出計画を提出してもらったうえで、判断指定と考えています。 また、種子馬鈴薯の組合長からは、土を動かすのであれば、八雲町へも一報入れたほうが良いのではないかとということと、事前に土の検査をしたらどうかとの提案を受けました。公社の方で顕微鏡検査を行うこととしましたので、町と農協で土壌を採取して調べることにします。 〇〇〇〇さんの計画書については、既存の檜山全域のシストセンチュウ対策協議会では動きが遅くなってしまうので、厚沢部だけで対策協議会を立ちあげることとした。その中で判断していきたいと思います。 これから〇〇〇〇さんから提出された計画書を新たな対策協議会で確認して、その中で安全な移動が可能だと判断したら着手できるようにしていきたい。その際には現況証明の申請があがってくるので、許可の前に安全性の判断したうえで総会に諮るようにしてもらおうと考えている。
会長	〇〇〇〇さんから現況証明が提出されたら、農業委員会としては判断しないわけにはいかなくなります。非農地判断とシストセンチュウは無関係なので、センチュウを理由に現況証明を拒否することはできない。シストセンチュウ対策は、〇〇〇〇さんに

	はお願いをして適切な搬出方法をとってもらうことが基本になる。
事務局	昨日の会議の中でも協力関係を作りながらやっていくのが良いという結論になりました。
会長	シストセンチュウ発生圃場からの土の搬出のようなケースがないのか、北海道庁に問い合わせたところ、そうした案件は一件もないようだ。どこかで類例があれば参考にしたいと思っていたが、なかったようだ。あくまでも〇〇〇〇さんをお願いするしかないということです。新幹線の要対策土の処理に使う土の採取なので必要性も高く、急いでいるようです。
木村委員	莫大な被害が出る危険もあることですね。
事務局	そのとおりです。会議の中でもセンチュウがどのくらいの深度までいるのかという疑問が出ていました。おおむね 30 cm くらいと言われていますが、場合によっては 50 cm くらいまでいるという話もあるので、たとえば機械の入る深さまでは卵が入る可能性があります。当該圃場の耕作がどこまで深く耕耘していたのかわかりませんが、作土の部分は移動しないようにして、粘土の部分しか使わないので、耕作土は区域から出さないようにするしかないという話し合いになっていました。
会長	見方によっては、一つでも二つでもセンチュウ発生圃場が減ることにもつながるので、〇〇〇〇さんにうまく処理していただければありがたいということでもある。このほかにもシストセンチュウ発生圃場があると聞いています。
事務局	この方法で被害を出さずに処理できれば、ほかの発生圃場についても処理できるかもしれません。
木村委員	これは他町にも影響することで、移動先だけではなく、途中の町にも影響することだと思います。 (聞き取れず)
木村委員	厚沢部から持っていくのはできても、センチュウ発生圃場の土の移動が先方で受け入れられるものか。
事務局	強制力がない状況でまん延防止を進めていくためのやり方として、こうした方法を考えています。
由利委員	センチュウは山の中にはいないものなのか。
事務局	圃場からほとんど動かないと理解しています。
会長	山の中で何もしていなければ絶対に発生しない。農地にしていってセンチュウの入った土が混入することで増えていく。
事務局	もともと日本にはいない種類の生物だ。
会長	それはナス化につくから、農地でなければセンチュウはいない。ホームセンターとかで買ってきた苗にセンチュウがいて増えるということも考えられる。
前田委員	とりあえず、雨ではセンチュウは移動します。
由利委員	山にもいる可能性はあるということか。

前田委員	美和の発生圃場の草地になっている畑では発生していなかったが、道路挟んで水が流れてきていた後に発生したと思います。
会長	風でも移動するようです。 ということで、これから進んでいく中で現況証明をお願いすることになると思いますので、前田委員はじめ、現地確認をお願いします。
前田委員	かといって、それを止めることはできないということですね。
会長	センチュウ発生圃場だから非農地判断できないという話にはならない。
事務局	この件については、動きがあり次第、総会にて報告させていただきます。
会長	ほかにありますか。
事務局	人農地プランの関係でご相談です。これは新聞報道でもあったように人農地関連法の中で、将来の使い方などを明確にする地域計画が法制化され、目標地図の作成が法律で定められました。新聞記事を参考にさせていただきたいのですが、農地集積地域計画は農地の使い方を定めるものです。人農地プランの場合、地域で話し合って農地の使い方を決めていかなければなりません、一定の区域ごとに農家や農業委員会、農協などの関係機関が協議して定めることとなります。何が今までと違うかという、地域の農地を農業利用と保全管理に分けることとなります。農地として使っていく土地と、よい圃場ではない土地については粗放的な管理として、木が生育しないような保全管理していく土地として位置付けていくこととなります。目標地図では、おおむね10年後の姿を見せてくださいということになっています。人農地関連法案は、令和5年の4月の施行となっており、その後2年ぐらいで計画を策定することとなりそうです。地域計画と補助事業を関連付けるということで考えているようです。今も人農地プランの有無により補助事業のポイントに影響しているのですが、今後法制化されることにより厳しくなると思います。そのため、プランをきちんと作成していく必要があります。3月議会でも高齢化により耕作者が減っている現状をどうするか、役場で何か考えがあるかと聞かれています。実際に行政が何かをするというよりも、みんなで話し合って、考えてプランを作っていくしかないと思っています。そのための支援をしていくと答弁したところです。法律が成立したら少しずつ動いていくこととしています。 人農地プランの目標地図作成を目指すこととなります。10年後の地域の状況や担い手の状況を地図化するようになります。目標地図・地域計画の作成の流れとしてアンケート調査を行う必要があります。2番目には集落の話し合いを進めることとなります。町や農地バンク、農協に入ってもらい、話し合いを進めていくこととなりますので、体制をつくりまします。その後、地図化を進めます。現状の地図を作成して、その地図をもとに集落の人たちが話し合う準備を農業委員会で進めます。 話し合いは農事組合単位や字単位、町内会単位など地域の実情に合わせて進めようと考えています。将来の土地の使い方を一筆ごとに決めることになっています。話し合いをしながら、少しずつでも決めているという形を残していく必要があります。 話し合いは1回で終わるものではないので、何度かこの話し合いの機会を設けていく必要があります。話し合いが終わった段階で検討会を開催し、計画を確定したいと考えている。検討会で協議した計画を公表していくことが必要となります。 検討会は、女性委員の割合や外部識者の割合などが求められています。農業委員会は女性農業委員もいらっしゃるの、検討会は農業委員を中心に組織したいと考えています。法制化されたことで、役場だけで決めることが難しくなっているので、検討会を開催しながら進めていきたいと考えています。 昨年からアンケート調査を行っており、今年の1月から3月に各集落に入っていきたいと考えていましたが、コロナウイルス感染症の拡大などもあり開催できずにいまし

	た。今年の6月をめどに町から農協さんへ声掛けして話し合いを支援する体制を作っていきたいと考えています。そうした了解を関係機関から得ながら進めていきたいと考えています。現状の土地の使い方を示す現状地図をはじめとした資料などを年内中に作成していきたいと考えています。年明けから集落での話し合いに向けて促していきたいと考えています。全集落で話し合いをするのは大変なので、ある程度手を挙げていただいた集落から進めていきたいと考えています。なかなかまとまらない話にもなるかと思うので、2年間くらいの期間をかけて作成していきたいと考えています。今年度中にいくつかの地区だけでも進めさせてもらいながら、他地区にも情報を提供して全集落で取り組んでもらいたいと考えています。目標は令和6年3月として進めていきたいと考えています。国の示すスケジュールより1年前倒しとなりますが、早めに仕掛けをしたいと考えている。もし、集落で話し合いをする場面では農業委員さんもぜひ参加していただきたいと思います。
会長	役場主導で進めていくことになると思う。
吉田委員	この計画を進めることで補助金などが受けやすくなるということになりますか。
事務局	そのようなこともあると思います。 資料には、令和4年度事業で人農地プランと紐づいた一覧を掲載しております。例えば「強い農業づくり総合支援交付金」は、昔、種芋の施設を作ったときに活用したのですが、農協の施設を整備することになったときに、人農地プランがあれば多少有利になると考えられます。機構集積協力金なども地主さんにメリットのあるものとなっている。「総合支援交付金」は点数の順位によって採択が決まるもので、1点でも欲しい事業になるので、人農地プラン作って実質化していれば1点もらえることとなる。厚沢部は実質化しているが、他の自治体では取り組んでいないところもあります。その1点の差が事業の採択には重要になります。スーパーL資金なども人農地プランに紐づいて制度が作られています。最後の資料には農地耕作条件改善事業が掲載されていますが、これらも人農地プラン関連事業となっています。稲見地区で行っている中間管理の整備事業も人農地プランと紐づいています。
会長	法令化されたことで、やらなければならない事業となったということです。
下川部委員	稲見地区は人農地プランの計画はクリアできているのではないかな。
事務局	稲見地区に限ればそうなりますが、厚沢部は全町で1地区になっているので、厚沢部は出作、入作が入り乱れているので、集落単位で作成することが難しいといえます。
会長	簡単にすぐにできるものではないが、少しずつ進めていかなければならないので、話し合いでは農業委員には参加していただくようお願いします。 その他の案件はほかにありますか。
事務局	次回総会についてお諮りします。 事務局からは6月23日（木）を第1希望、第2希望を22日又は24日で提案いたします。時間は18時30分からとします。
委員	6月23日で了承します。
会長	他になれば第23回農業委員会総会を閉会します。 ～了～